



発行所
一般社団法人
横浜南青色申告会
〒232-0017
横浜市南区宿町2-44-6
電話：713-3111(代)
FAX：721-5782
発行人：武田 勝
編集責任者：忠田 伸一
広報委員長

青色だより

発行月(年7回発行)：1月・2月・4月・6月・8月・10月・12月



書・画：世取山 初代

1月の予定

- 1月5日(水)～6日(木) 年末調整指導会
1月6日(木) 青色コーナー派遣役員勉強会
1月7日(金) 年末調整指導会
1月11日(火) 三役会 理事会
1月11日(火)～12日(水) 年末調整指導会
1月14日(金) 年末調整指導会
1月17日(月)～20日(木) 年末調整指導会

支部等行事予定表

- 1月 18日(火) 寿支部 定例役員会
23日(日) 金沢支部 定例役員会
2月 23日(水) 金沢支部 定例役員会



この会報誌は、FSC® 森林認証紙を使用し、責任ある森林管理を支援しています。

一般社団法人横浜南青色申告会会員の皆様、明けましておめでとうございます。



新年のごあいさつ
横浜南税務署長 時村 英樹

人横浜南青色申告会会員の皆様には、税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

告会場運営を行うなど、その対応に追われた年でもありました。そして、このように厳しい状況にあっても、確定申告会場における「青色コーナー」の開設など青色申告会の事業活動にご尽力された会員の皆様、心から敬意を表する次第であります。

申告の拡大に向け、協力をいただきました。また、納税につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを下げる有効な手段である振替納税やクレジットカード納付等のキャッシュレス納付についても会員の皆様に勧めさせていただきます。

結びに当たり、この新しい年が、一般社団法人横浜南青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様方の健康、並びに事業のご繁栄の年となることを心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

あけましておめでとうございます。令和4年の年頭に当たり、会員の皆様に謹んで新春のお慶びを申し上げます。



新年のごあいさつ
一般社団法人横浜南青色申告会会長 武田 勝

解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、横浜南税務署をはじめ関係諸官庁の皆様並びに友好団体の皆様には数々のご指導・ご鞭撻を賜り心からお礼申し上げます。

が発令され不要不急の外出自粛や休業要請などが行われ、さまざまな事業が昨年同様中止となり経済への打撃も著しい状況でした。この度、新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

当会といたしましては、全国の会員の皆様とともに、適正な記帳にもとづく青色申告者の勤労性を正当に評価した青色事業主勤労控除の創設、青色申告特別控除10万円を20万円に引き上げ(青色申告制度の普及と税務手続きの電子化をはかるため、e-Tax

しやインボイス制度(適格請求書等保存方式)の取りやめなどの消費税の仕組みを簡素化する事につきまして早期実現を強く要望していく所存でございます。

あけましておめでとうございます
一般社団法人 横浜南青色申告会
役員名簿: 会長 武田勝, 副会長 大隅辰郎, 三役理事 加藤弘夫, 事務局長 高梨真澄

青色だよりは、当会ホームページ (http://yoko373airo.or.jp) でもご覧いただけます。

横浜南青色申告会

検索



重要 《OCR用紙を利用されている方へ》 OCR用紙の受取りは早急をお願いいたします。

本年2月から始まる決算個別指導会でOCR用紙(右図)をご利用の皆様には、本紙第713号、714号にて昨年11月30日(火)までに当会事務局でお受取りいただくようご案内をさせていただきましたが、未だOCR用紙をお受取りいただけていない方は、早急に当会事務局にてお受取りいただきますようお願いいたします。
 なお、決算個別指導会の当日、OCR用紙の記入がお済みでない方は、翌日以降再度ご来所いただく場合もございますのでご了承ください。
 ご不明な点がございましたら青色申告会事務局(713-3111)までご連絡ください。



OCR用紙見本

**決算個別指導会場を令和4年2月1日(火)より開設します
 (おひとり45分程度、記帳確認と記帳方法については原則指導いたしません)**

令和4年2月1日(火)より決算個別指導会場を青色申告会館2階に開設します。会場では、決算の仕方等のご指導をさせていただくほか、e-Taxのサポートもさせていただきます。ご利用方法等は以下をご参照ください。なお、ブルーリターンA・手書きの方(OCRご利用の方は除く)は1月21日(金)より開始いたします。

会場

一般社団法人 横浜南青色申告会 (市営地下鉄蒔田駅から徒歩5分)
 南区宿町2-44-6 ☎713-3111

開設期間

令和4年2月1日(火) から 3月15日(火)
 ※ブルーリターンA・手書きの方(OCRご利用の方は除く)は1月21日(金)より。
 ※土曜、日曜、祝日を除きます。ただし、2月20日(日)と27日(日)は開場します。
 ※e-Taxの代理送信の受付は令和4年3月1日(火)までとなります。代理送信をご利用の方はお早めにお越しください。

受付時間

午前8時45分より午後3時30分(指導は午前9時より開始いたします。)
 ※会場が混雑している場合、途中で受付を締め切らせていただきます。
 ※新型コロナウイルスの感染状況により、会館内の入場制限をさせていただきます場合がございます。

ご利用方法

指導は受付順に行いますので、会場に直接お越しください。
 ※混雑等により待ち時間が長くなる場合がございます。

指導時間

おひとり 45分程度

持参書類：該当するものをお持ちください。

- OCR用紙(OCRをご利用の方)
- 税務署より送付された書類(e-Taxをご利用でない方)
- 過去2年分の決算書及び確定申告書(所得税・消費税)の控え
- 帳簿及び集計表・試算表・ブルーリターンAご利用の方は、USBまたはパソコン
- 事業用の預金通帳(お持ちの方)
- 予定納税通知書・中間納付通知書
- 年金の源泉徴収票
- 給与所得の源泉徴収票
- 報酬の支払調書
- 医療費控除の明細書(記入の上、お持ちください。)
- 国民健康保険料等の年間納付額のお知らせ
- 国民年金の控除証明書

右上に
 続きます!



- 生命・地震保険等の控除証明書
 - 寄付金の領収書
 - 印鑑(シャチハタ不可)
 - マイナンバーカード・暗証番号(お持ちの方)
 - 利用者識別番号・暗証番号(ブルーリターンAでe-Taxをご利用の方)
 - お知らせはがき又はお知らせ通知書(税務署から届いた方)
 - 番号確認書類(通知カード等)・身元確認書類(運転免許証等)の写し(e-Taxをご利用でない方)
 - 専従者及び扶養親族のマイナンバーの写し
 - 電子帳簿保存法の承認申請書の控え(提出されている方)
 - 会員カード(お持ちの方)
 - その他、決算に必要なと思われる書類
- ※資料不足等があった場合、後日来所していただくことになります。

該当するものを
 忘れずに
 お持ちください!

遵守いただきたい事項

- ① 指導時間内に終わらない場合は、翌日以降再度来所いただけます。
 - ② 記帳確認と記帳方法については原則指導いたしません。
 - ③ 年末調整の指導を希望された場合、年末調整のみの指導とさせていただきます。年末調整の指導は、年末調整指導会をご利用ください。(令和4年1月20日まで)
 - ④ e-Taxの代理送信をご利用で、医療費控除がある方は、代理送信をご利用いただけません。なお、OCRはご利用いただけます。(書面提出となります。)ただし、青色申告特別控除は最高55万円になります。
 - ⑤ 1会員で同日に複数会員(家族等2名以上)の面談はできません。ただし、複数会員分の指導内容が45分以内で終了できる場合等は除く。
 - ⑥ 待合スペースに限りがある為、混雑した場合は、会館からの外出にご協力をお願いいたします。また、人の密を避ける為、極力お1人でご来所ください。
 - ⑦ 会館内を換気する為、温度調節ができる服装の準備をお願いいたします。
 - ⑧ ご来所の際、必ずマスクの着用をお願いいたします。
 - ⑨ 当会館に駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
 - ⑩ 当日、検温をさせていただきます。(37.5度以上ある場合や倦怠感(だるさ)のある方は、入館をお断りさせていただきます。)また、面談中に体調不良になった場合等、症状によっては面談を途中で中止させていただく場合もございます。
 - ⑪ 開場前にトイレをお貸しすることはできません。
- ※記帳確認と記帳指導を希望される方は、決算個別指導会開催前までに必ずお越しください。お1人お1人の事前準備等が決算個別指導会の待ち時間短縮につながりますのでご協力をお願いいたします。

入会のお勧めにご協力を!

ご紹介ください

ご近所の
 事業主の方

ご同業の
 事業主の方



あなたの街に あなたの近くに 青色申告会

ご紹介の方が入会されますと、ご紹介いただいた会員の方に粗品をさしあげております。

会員の皆様へお願い

- 土地建物等の売却に関する申告は税務署にご相談ください。
- お電話でのお問い合わせは

平日 午前9時から午後12時
 午後1時から午後5時

の間でお願いいたします。

※午後12時から午後1時まででは電話対応できかねますのでご了承ください。
 ※内容によっては電話で対応できない場合があります。

令和2年分の確定申告でe-Taxを利用された方や税務署でパソコンを利用された方には、税務署より青色申告決算書及び確定申告書が送付されません。用紙が必要な方は青色申告会事務局までお越しください。

確定申告書等の
 配布について

お知らせコーナー

納期のお知らせ

- ◎ 固定資産税の償却資産に関する申告 申告期限 1月31日
- ◎ 個人の道府県民税・市町村民税の納付(第4期分) 納期限 1月31日
- ◎ 給与支払報告書の提出 提出期限 1月31日
- ◎ 支払調書の提出 提出期限 1月31日
- ◎ 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付 納期限 2月28日

無料税務相談(予約制)

※2月は無料税務相談をお休みさせていただきます。皆様にはご不便をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

無料法律相談(予約制)

- 【担当】 沢藤総合法律事務所所属弁護士
- 【場所】 沢藤総合法律事務所
- 【相談時間】 概ね30分程度
- 【申込方法】 横浜南青色申告会事務局(713-3111)へお電話にてお申込みください。

決算個別指導会でマイナンバーカードによるe-Taxをご利用の方へ

マイナンバーカードでe-Taxを利用される方は、区役所で配付されている下記のマイナンバーカード・電子証明書 暗証番号記載票※が必要になりますので、ご持参をお願いいたします。お持ちでない方は、券面事項入力補助用及び利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4文字)、署名用電子証明書暗証番号(英数字6文字以上16文字以下)を分かるようにしてお越しください。暗証番号がご不明の方は、お住いの区役所で暗証番号の再設定をお願いいたします。

※ 個人番号カード・電子証明書 設定暗証番号記載票が区役所で配付されている場合もあります。

e-Taxで利用

マイナンバーカード・電子証明書 暗証番号 記載票

暗証番号は、電子証明書ごと、アプリごとに設定されており、それぞれの仕組みを利用するために必要となるものです。ご記入いただき、大切に保管していただきますようお願いいたします。また、暗証番号を盗用されたことによる、第三者の不正な行為は、暗証番号とは関係なく行われます。暗証番号は必ずお持ちください。なお、暗証番号は、入力を選択して3回(署名用電子証明書は5回)間違えるとロックされ、その場合、お住まいの区の区役所の窓口にお越しただいで暗証番号の再設定を行う必要がありますのでご注意ください。

種類	暗証番号	暗証番号
署名用電子証明書	英数字16文字以下 1文字以上5文字*	マイナンバーカードの裏面に記載
利用者証明用電子証明書	数字4文字	マイナンバーカード、コンビニ交付に使用
住民基本台帳用	数字4文字	転入手続の際に使用
電子署名入力補助用	数字4文字	役所の窓口などで個人番号カードが利用できない場合に使用

マイナンバーカードの有効期間 年 月 日 電子証明書の有効期間 年 月 日

お困りの方へ
マイナンバーカードを紛失した場合はマイナンバーコールセンターへ
☎ 0120-95-0178 平日9時30分～20時00分
土日祝9時30分～17時30分
※ 毎週月曜(12月29日～1月3日)を除く。
※ マイナンバーカードの申請料はかかりません。050-3838-1234(全国共通ダイヤル)におかけください。
※ マイナンバーカードの申請料はかかりません。

※当会HPよりダウンロードできます。

当会来所時に会員カードのご提示をお願いします。

当会来所時、受付に右図の会員カードのご提示をお願いいたします。お持ちでない場合は、来所時、事務局職員にお申し出ください。よろしくお願いいたします。

会員カード

所属支部 青・大南・港南・磯子・金沢・磯崎・磯崎南・津

会員名

会員番号

利用区分 BRA・OCR・書面・その他()

一般社団法人 横浜南青色申告会
住所 〒232-0017 横浜南青区南青2-44-6
電話 045-713-3111

特集 消費税 インボイス制度③

適格請求書の記載事項・記載の留意点

適格請求書の記載事項

◆ 適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおりです。

様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します。

記載事項

- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率

請求書

(株)〇〇御中 ← ⑥

△△商事(株) ← ①
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計 120,000円		消費税 11,200円
8%対象 40,000円		消費税 3,200円
10%対象 80,000円		消費税 8,000円

② → * 軽減税率対象

領収書

スーパー〇〇
東京都...
登録番号 T 123456... ← ①

××年11月30日 ← ②

ヨーグルト *	1	¥108
カップラーメン *	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		(内消費税額) ¥24
10%対象		(内消費税額) ¥50
* 軽減税率対象		お預り ¥1,000
		お釣 ¥126

③ → ④

適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能



特集インボイス制度

国税庁動画チャンネル【消費税インボイス】

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。

次号へつづく

共済事業報告

【本人死亡】

港南支部 鈴木 敏夫様

磯子支部 河原 保典様

高橋 恵雄様

安室 イネ子様

謹んでお悔やみ申し上げます。

● 住所変更手続き等のごお願い ●

転居や廃業された方、その他変更事項がある方は、青色申告会事務局(713-3111)へご連絡の上、手続きをお願いします。手続きをしていただかないと、住所変更等を行うことができません。退会される場合は、必ず所定の退会届出書を青色申告会事務局へご提出ください。

● 原稿を募集しています ●

会員の皆様から原稿を募集しております。商売のコツや自分が試している健康法、微笑ましい話題など、お気軽にご投稿ください。投稿原稿は、編集の都合上、その内容を変更しない程度で一部修正させていただきます。場合もございませので予めご了承ください。

(一社) 横浜南青色申告会 広報委員会

● 広告募集のご案内 ●

横浜南青色申告会では青色だよりに掲載する広告を募集しています。会員の皆さんに青色だよりでお店や商品の紹介をしてみませんか? 会員の方限定、掲載料は、月額3,000円(サイズ: 縦42mm×横79mm)からとなっております。

詳しくは青色申告会事務局広報担当(713-3111)までお問い合わせください。

中学生の「税についての作文」

将来を担う中学生の皆さんが、身近に感じた税に関する事、学校で学んだ税に関する事などを題材とした作文を書くことで、税について関心を持ち、正しい理解を深めていただくという趣旨で国税庁と全国納税貯蓄組合連合会が毎年実施しているものです。本年度は全国6,482校から450,142編の作文が寄せられました。この中から、「(一社)横浜南青色申告会長賞」を受賞された市内中学生の作文を紹介します。

「(一社)横浜南青色申告会長賞 令和3年度受賞 税の見方を少し変える」

横浜市立義務教育学校 西金沢学園中学校部 3年 池ヶ谷 菜帆さん

私は横浜市が取り組んでいる「みどりアップ計画」は、まるでクラウドファンディングのようで、素晴らしいと思います。

この計画を知ったのは、横浜市民が他の市町村にいる人達よりも比較的多くの税金を納めていることに気がついたからです。はじめはなんだか損をしているような気がしていましたが、なぜ自分達だけが多く払わなければならないのか。しかしそれがどのように使われているのかわかると、そんな気持ちはなくなっていました。

多く払っていた税金の正体は「みどり税」。この言葉の通り、緑に関する活動に使用されています。簡単に言えば市内の緑を増やし、暮らしを豊かにするという取り組みですが、その活動自体は、簡単なものではないと思うのです。

これは少し前から問題となっていた地球温暖化問題からみてこの問題が解決しようとしています。

私は気温が上がっているばかりで下がる気配はありません。これは一人一人が環境に優しい生活をしていても、どこかで妥協してしまったり、一人ではどうしようもないことがうまれてしまったりすることが原因だと思っています。

このように取り組みを分散していると、大きな問題を解決することはできません。だからこそ個人の力及び資金を一点に集め、問題を解決へと導くべきではないでしょうか。そしてそれを実現しているのが横浜みどりアップ計画なのです。

私にはどうしても緑を守りたい理由があります。それは、私の学校の風景を残していきたいという思いです。私の学校は四方八方を草木や花々に囲まれています。そして学校のそばにある山は四季折々でいろいろな表情を見せてくれます。私は身近に緑があるという素晴らしい景色を再確認しました。

みなさんも思い返せば、生活の一部に緑が存在しているはず。森林浴という言葉の通り緑には癒しを与える効果があり、それ以前に私達が生きる上で必要不可欠な酸素を生産する能力があります。緑は減らしてはいけないもの。だからこそ私達はみどり税を納めることで横浜みどりアップ計画に協力するべきなのです。そして横浜市だけではなく日本各地の緑が失われないうつ、いろいろな素材の製品をバランスよく使うことが大切だと思っています。一つの素材に頼りすぎるとマイクロプラスチック問題のような事が起こりかねません。私はこの計画によって作られる、緑が生い茂る横浜の風景を想像し、今からワクワクしています。ロープウェイなどで近未来的になりつつある横浜とあふれる緑の融合はきっと素敵なので、この活動が成功すれば、将来横浜市は、世界に誇れる都市となるでしょう。

横浜南税務署からのお知らせ

【問合せ先】〒236-8550 横浜市金沢区並木3-2-9 TEL 045(789)3731(代表) ※お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がお答えいたします。

e-Tax 申告について

～新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からのe-Taxをご利用ください～

STEP 1

「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)

スマートフォンはこちら



STEP 2

申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP 3

e-Taxで送信して提出

- ① マイナンバーカードを使って送信
② IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

スマホ申告がさらに便利に

～令和3年分(令和4年1月以降)からはさらに便利に～

令和3年分(令和4年1月以降)からは以下の機能が追加される予定です。

- ICカードリーダライタ無しでe-Tax

パソコンの画面に表示された2次元バーコードをスマホ(マイナンバーカード読取対応)で読み取れば、マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます。

ICカードリーダライタがなくてもOK



- スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動入力。

バーチャル



- スマホ専用画面の対象範囲が拡大

特定口座年間取引報告書(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)、上場株式等の譲渡損失額(前年繰越分)や外国税額控除についてもスマホ専用画面で申告できます。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です!

申告書作成会場の開設について

Table with columns: 開設期間, 会場, 所在地, 時間. 2月1日(火)～3月15日(火) at 横浜南税務署, 横浜市金沢区並木3-2-9. 受付: 午前8時30分から午後4時まで. 相談: 午前9時15分から午後5時まで.

(注) ただし、2月20日及び2月27日の日曜日は開場します。

- 令和3年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。
入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
3月中は入場整理券の入手が困難となること予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
還付申告をされる方は、上記開設期間(2月1日)の前でも相談を受け付けております。
横浜南税務署の駐車場は1月4日から、使用できませんので、公共交通機関をご利用下さい。

オンラインで事前発行

LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちら!

【案内図】



申告書、届出・申請書等を郵送で提出される方へ

申告書等を書面により提出される場合は、「東京国税局業務センター横浜南分室」宛て送付いただきますようお願いいたします。

(宛先) 〒236-8551 横浜市金沢区並木3-2-9 東京国税局業務センター横浜南分室

会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 会場内のスタッフにおいては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には会場に入場させないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いいたします。

確定申告書等を税務署へ提出する際は、「毎回」マイナンバーの記載と、本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。

